

# 住居表示再整備ニュース 第2号

広古新開7丁目, 8丁目, 9丁目にお住まいの方,  
及び住所を置く法人・事業所の方へのお知らせ

(平成28年3月発行)

## 【住居表示再整備説明会にご参加いただき、ありがとうございました。】

平成28年2月27日(土)と3月4日(金)に市民の方向け, 3月3日(木)と3月6日(日)に法人・事業所の方向けの説明会を開催し, 合計114名の方にご参加いただきました。ご参加いただき、ありがとうございました。

今回の住居表示再整備ニュース第2号では、「住所変更手続きの主なもの」と「住居表示再整備に向けたスケジュール」をお知らせするとともに, 説明会でご質問をいただいた内容とその回答, 当日お答えできず宿題になっていた回答を掲載します。

## 住居表示再整備実施後の住所変更手続き

詳細は, 住所変更1か月前に配布します『住所変更手続きのしおり』でお知らせするとともに, 説明会を開催します。

### 変更手続きの必要がないもの(主なもの)

住民票, 印鑑証明書, 選挙人名簿, 国民年金第1号被保険者(自営業者の方など), 呉市立小・中学校への住所変更手続き, 飼犬の登録, 食品衛生営業許可, 環境衛生営業許可	呉市が住所を書き換えます。
国民健康保険被保険者証・高齢受給者証, 介護保険被保険者証	そのままご使用になれます。更新の際, 新しい住所に書き換えて発行します。保険証の定期更新前に, 新しい住所のものを発行または新しい住所への訂正を希望される方は, 窓口にて対応します。
身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳	そのままご使用になれます。新しい住所への訂正を希望される方は, 窓口にて対応します。
乳幼児医療費受給者証, ひとり親家庭医療費受給者証, 重度心身障害者医療費受給者証, 後期高齢者医療被保険者証	新しい住所に書き換えたものを郵送します。
国民年金・厚生年金の受給者	住民票コード収録済みの方は手続きは不要です。
パスポート	古い住所は二重線で消し, 各自で新しい住所をご記入ください。

### みなさまご自身で変更手続きが必要なもの(主なもの)

変更手続き内容	手続先	期限
土地・建物の所有者の住所	管轄法務局 (呉市の管轄: 広島法務局呉支局)	所有権移転登記の際にかまいません。
法人の本店・支店の住所, 代表者の住所	管轄法務局 (呉市の管轄: 広島法務局)	本店・代表者: 2週間以内 支店: 3週間以内
自動車の所有者の住所	中国運輸局広島運輸支局	お早めに * 車検が近い場合は, 車検時に申請してください。
軽自動車の所有者の住所	軽自動車検査協会広島主管事務所	
運転免許証の住所	広警察署など県内警察署, 広島県運転免許センター	お早めに
個人番号カード・通知カード(マイナンバー)の住所	呉市(市民窓口課)	お早めに
公的個人認証の電子証明書	呉市(市民窓口課)	お早めに
特別永住者証明書, 在留カードの住所	呉市(市民窓口課)	お早めに
お勤めの方の年金・健康保険	勤務先	お早めに
金融機関・保険会社と契約のある方, その他の各種免許, 認可証の住所	各関係機関	各関係機関にお問合せください。

# 住居表示再整備の実施までのスケジュール

(これまで)

平成27年 10月29日	呉市議会産業建設委員会 住居表示再整備について行政報告
平成27年 12月定例会	町の区域の変更議案 議決
平成28年2月	「住居表示(住所)変更のお知らせ」(住居表示再整備ニュース第1号) 全戸配布
2月下旬～ 3月上旬	住居表示再整備についての説明会 開催

(今後)

## 平成28年(予定)

6月頃～	<b>居住調査開始</b> 建物の位置や玄関、居住者の氏名などの現地調査 (市が委託した業者が実施します。) *原則としてお宅を訪問することはありませんが、不明な点がある場合は、調査員が直接お尋ねする場合があります。
8月～9月	<b>(住居表示再整備実施の1か月前)</b> <b>住居表示再整備の「告示」</b> <b>(住居表示再整備の告示後)</b> 各世帯・法人・事業所に新しい住所のお知らせなど、以下の資料を配布します。 ①住所変更の通知書 *実施日以降、住所変更手続きの証明書にご利用ください。 ②「住所変更手続きのしおり」(全世帯、全法人・事業所に配布) 「住所変更手続きのしおり(法人用)」(法人にのみ配布) *住所変更手続きなどを詳しく解説します。 ③住所変更のお知らせはがき(個人50枚、法人・事業所200枚)(無料) ④住居表示新旧対照案内図 <b>(資料の配布後)</b> <b>住所変更手続きの説明会 開催</b> *配布した住所変更手続きの内容について、ご説明します。
9月～10月	<b>(住居表示再整備の実施日の前後)</b> <b>町名補助板・住居番号表示板 取付け</b> *古いものと取り替えます。作業は市の委託業者が行います。 <b>(土地区画整理事業の換地処分公告の翌日)</b> <b>住居表示再整備の実施(住民票が新しい住所に切り替わります)</b> <b>住所変更手続きは、住居表示再整備の実施日からできます。</b> *住居表示変更証明書の発行開始(無料)

# 説明会でいただいた皆様からの質問とその回答

## 【住所変更の通知書・証明書について】

### 1 住民票の写しの交付手数料，戸籍抄本の交付手数料

問：住所変更の手続き先で，住民票の写しや戸籍抄本の写しを求められた場合，この発行手数料は無料でもらえますか？

答：住所変更の1か月前に皆様に複数枚配布します「住所変更の通知書」は，住民票の住所が変更になることを示す呉市が発行する証明書ですので，住民票の写しなどの代わりになるものとなります。手続き先にはその旨をお伝えいただき，通知書で手続きをしてください。

手続き先が納得されない場合は，呉市から手続き先にご説明をさせていただきますので，呉市までご相談ください。

※ 住民票の写しなどの交付手数料は有料ですので，ご注意ください。

### 2 通知書の配布枚数，証明書発行の枚数と期限

問：住所変更の1か月前に配布される通知書は何枚発行されますか？証明書発行の枚数と期限に制限はありますか？

答：住所変更の1か月前に配布します通知書は複数枚を予定しております。住所変更後，窓口で発行いたします証明書の枚数と期限に制限はございません。

### 3 土日祝日，平日時間外の証明書発行

問：証明書発行について，土日祝日，平日時間外の対応はどうなりますか？

答：広市民センターで，土日祝日，平日時間外での証明書発行を検討しております（ただし，年末年始は除きます）。詳細は今後お知らせいたします。

\*説明会当日にご要望いただいた呉駅の市民サービスコーナーでの対応について，現段階で明確な回答が準備できておりませんので，今後のニュースで対応をお知らせいたします。

### 4 住所変更のお知らせ時期

問：住所変更の通知書の配布の時期はいつになりますか？あらかじめ配布の日時を教えてくださいませんか？また，新しい住所の名刺や封筒の準備のため，新しい住所を住所変更1か月前よりも早く教えてくださいませんか？

答：住所変更の通知書の配布時期につきましては，今後発行するニュースでお知らせいたします。なお，通知書配布の具体的な日時を個別にお知らせすることは困難ではありますが，不在だからといってポストに投函することなく，係員が複数回訪問してまいります。

住所変更のお知らせ時期について，1か月前より早くすることは困難です。住所変更の通知書を配布した後も，住所変更までのあいだに，転入転出，転居など日々の住所

異動が発生します。この対応をこの1か月で行いますので、通知書の配布時期は1か月前となります。皆様には、住所変更に伴い新しい住所での名刺や封筒などの印刷準備にお手間をおかけすることとなり、大変申し訳なく思っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

## 【郵便局関係について】

### 5 住所変更のお知らせはがきの配布枚数

問：住所変更のお知らせはがきの枚数が足りない場合はどうすればよいのですか？

答：郵便局から住所変更のお知らせはがき(切手不要)が提供されますので、通知書等と一緒に配布します。1世帯当たり50枚、法人・事業所様については200枚を予定しております。郵便局から幾分か予備を提供していただきますので、数に限りはありますが、追加でご提供できるかと思えます。

なお、このお知らせはがきは住所変更専用となりますので、通常の手紙としてお使いいただくことはできません。ただ、時候の挨拶程度の記載は問題ありません。

### 6 郵便局での転送手続き

問：郵便局で転送の手続きは必要ですか？

答：住居表示再整備に伴い変更となる住所については、個別に転送手続きをしていただく必要はありません。呉市から旧住所と新住所の対照表を各郵便局に提供いたします。

なお、各郵便局に確認したところ、可能な限り新住所に読み換えて配達してもらえるとのことです。

## 【住所変更手続きについて】

### 7 住所変更手続きで漏れがない対策

問：住所変更手続きは、人それぞれ様々な手続きがあると思いますが、呉市はどのような支援を行うのですか？

答：皆様お一人ずつに住所変更手続きのしおりを作成することは困難ですが、全国の事例を調査し、わかりやすい住所変更手続きのしおりを作成してまいります。

呉市での支援体制ですが、各市民センターに相談窓口を設置する予定です。皆様の個別のご相談に応じる体制を整えてまいります。ご相談内容によっては、即答できない場合もあると思いますが、その場合でも調査の上、後日回答をさせていただきます。

### 8 これから引っ越してくる家族の住所変更

問：家族が就職してこれからこちらに引っ越してきます。就職先には現在の表示での住所を届け、住居表示再整備後に変更後の住所を届ければよいのですか？

答：新しいご家族の住所変更の通知書が、住所変更の1か月前に配布されますので、その通知を就職先に提示し、住所変更手続きをしてください。

### 9 住宅ローン控除の住所

問：住宅ローン控除の証明書は現在の住所になっています。住宅ローン控除は同一住所であることが条件になっていると思いますが、住宅ローン控除は引き続き受けられます

か？また、受けられる場合、今後どのような手続きが必要ですか。

答：住宅ローン控除については、住所変更の通知書を住宅ローンの証明書に添付していただき、申告の際、新しい住所で申請をしてください。

## 10 船所有者の住所

問：船を所有していますが、住所変更手続きはどのようにすればいいですか？

答：日本小型船舶検査機構のホームページで確認したところ、小型船舶については、住所変更の通知書を添付して、変更登録申請を行ってください。手数料は免除されます。

## 11 車検証住所変更の委任状

問：車検証の住所変更について、代行業者に委任する場合、委任状はどのようにすればよいのですか？

答：委任状の記載方法について、住所変更手続きのしおりでお知らせします。

## 12 土地所有者の住所

問：土地を所有していますが、不動産登記の所有者の住所変更はどうすればよいのですか？

答：不動産登記の住所変更については、期限は設けられておりませんので、すぐに行う必要はありません。一般的に、所有権移転登記の際にかまいません。

## 13 法人登記の期限

問：法人登記の住所変更について、本店と代表者は2週間以内、支店は3週間以内のことですが、あまりにも短すぎませんか？

答：法人登記の住所変更をしない場合、新しい住所での印鑑証明などが発行されないなど、事業に影響を及ぼすことが予想されます。この期限は法令で定められておりますので、お手数ですが、お早目にお手続きをお願いいたします。

なお、提出方法は、郵送(簡易書留)でも可能です。住所変更手続きのしおりに、記載例を掲載するなど、わかりやすいしおりを作成してまいります。

## **【その他】**

### 14 町名補助板・住居番号表示板の設置

問：町名補助板・住居番号表示板は、現在付けていない人がいるのですが、付けなければならないのですか？ また、現在の町名補助板・住居番号表示板はどうなるのですか？

答：町名補助板・住居番号表示板の設置は、呉市住居表示に関する条例上の義務となっております。このたびの住居表示再整備では、皆様に設置位置を確認しながら、もれなく表示板を設置してまいります。表示板の設置作業は、専門の業者が行いますので、ご自身で作業をしていただくことはございません。

現在設置しております町名補助板・住居番号表示板は、新しい表示板の設置と同時に専門の業者が撤去します。

## 15 なぜ、今住居表示再整備を行うのか

問：土地区画整理事業の街区形成は前もって計画されていたと思いますが、なぜ街並みを整備し始めた時期に住居表示の再整備を行わなかったのですか？

答：土地区画整理事業での住居表示については、全国でも様々な事例がございます。今回の土地区画整理事業では、当時の判断で換地処分と同時に行うことが適切であると判断いたしました。換地処分については、認可権者の広島県と協議をしております。県から認可がおり換地処分公告となります。この換地処分公告は9月から10月頃を目指しております。この換地処分公告で土地区画整理事業は事業完了となり、その翌日から効力が発生することとなります。

## 16 地図会社への周知

問：タクシーの配車依頼の際、現在の住所では自宅を特定できず、スーパーでの待ち合わせになっています。タクシー会社は市販の地図を利用していますが、市販の地図の変更時期はいつになりますか？

答：住居表示の再整備について、地図会社からの問い合わせは毎年来ております。今後地図会社に住居表示の再整備について、広報してまいります。

なお、住居表示再整備後は、現在の街区ごとに街区符号を付番していきますので、変更後の地図を用いれば、現地で場所の特定は容易になります。

**説明会で質問をいただいたもののうち、第2号でお答えできなかったものが  
ございます。第3号以降での回答となりますので、ご了承ください。**

### **【新たに広古新開7丁目・8丁目・9丁目に転入や転居された皆様へ】**

平成28年2月に第1号の住居表示再整備ニュースを発行し、各戸に配布しております。第1号の住居表示再整備ニュースは、呉市ホームページでも公開しておりますので、ぜひご覧ください。冊子をご希望の場合は、電話や電子メールで呉市都市計画課までお申し付けください。

### **【住居表示再整備のホームページを開設しました】**

住居表示の再整備に向けて、皆様に引き続き、住居表示再整備ニュースで情報発信をしております。このたび、ホームページを開設し、関連情報を発信しております。ホームページもぜひご覧ください。

呉市ホームページ [www.city.kure.lg.jp](http://www.city.kure.lg.jp)

行政の窓口 → 組織で探す → 都市部 都市計画課 →  
広古新開7丁目・8丁目・9丁目の住居表示再整備

**ご不明な点は、呉市都市計画課総務グループにお問い合わせください。**

住居表示再整備ニュース 第2号 平成28年3月

発行 呉市 都市部 都市計画課 総務グループ

住所 呉市中央4丁目1番6号 本庁舎6階

電話番号 (0823)25-3366 電子メールアドレス [tosikei@city.kure.lg.jp](mailto:tosikei@city.kure.lg.jp)